

松阪市人権施策基本方針

第二次改定

2014(平成26)年4月

松 阪 市

目 次

	ページ
I 人権をめぐる状況	1
1 国際的な潮流	1
2 国内の動向	2
3 松阪市におけるこれまでの取り組み	3
4 改定の経緯	4
II 基本理念	5
III 基本方針の策定	5
IV 人権施策の推進	6
1 人権尊重のまちづくり実現のための施策	8
(1) 人間尊重のまちづくり	8
(2) 希望と誇りあふれるまちづくり	8
(3) 市民参加・参画のまちづくり	8
2 人権意識の高揚をはかるための施策	9
(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
(2) 人権教育に取り組む指導者の養成	10
(3) 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進	10
(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	11
3 人権擁護・救済のための施策	11
(1) 相談体制の充実	12
(2) 人権擁護・救済システムの充実	12
4 多文化共生社会の実現のための施策	13
(1) 外国人住民の人権が尊重される生活環境づくり	13
(2) 多文化共生社会の教育・啓発推進と国際理解の促進	14
5 バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策	15
(1) バリアフリーのまちづくりの推進	15
(2) 地域福祉の推進	16
6 人権課題解決のための基本施策	19
(1) 同和問題	19
(2) 女性の人権	21
(3) 子どもの人権	23
(4) 高齢者の人権	25
(5) 障がいのある人の人権	27
(6) 外国人住民の人権	30
(7) アイヌ民族の人権	32
(8) インターネット・携帯サイトによる人権侵害	33
(9) 労働者の人権	35
(10) 自殺問題	37
(11) さまざまな人権問題	39
V 推進にあたって	44
1 人権行政の推進体制	44
2 国・県・各市町・民間団体・事業所との連携	44
3 人権センターの設置	45
4 基本方針の見直し	45
用語の解説	46

I 人権をめぐる状況

1 国際的な潮流

1948（昭和23）年12月に国際連合（以下「国連」という。）で採択された世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いの同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれています。

その後、国連では、その基本的精神を具体化する「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965（昭和40）年）、^{※1}「国際人権規約」（1966（昭和41）年）や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」（1979（昭和54）年）、^{※2}「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989（平成元）年）など^{※3}を通じて、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

しかし、これらの取り組みにもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違いによる、地域紛争の発生や、飢餓や難民問題など人権問題は深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、1994（平成6）年12月国連は「人権教育のための国連10年」^{※4}（1995年～2004年）を決議し、人権という普遍的な文化を構築していくための、「人権教育のための国連10年行動計画」を提起しました。また、1999（平成11）年には、人権、労働基準、環境に関する「グローバル・コンパクト」^{※5}を提唱するとともに、2003（平成15）年には「人権をめぐる企業の責任に関する行動基準案」が採択され、国際標準化機構（ISO）は、人権の尊重など社会的責任に関する7つの原則をはじめ、組織の中で社会的責任を実践していくための具体的な内容を規定した国際規格（ISO26000）^{※6}を2010（平成22）年に発行しました。

さらに、2004（平成16）年には、第二の「人権教育のための国連10年」^{※7}とも言うべき「人権教育のための世界プログラム」^{※8}が宣言され、第一段階（2005（平成17）年～2009（平成21）年）は、初等・中等教育における人権教育を焦点にした取り組みがなされ、第二段階（2010（平成21）年～2014（平成26）年）では、「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点をあてることとする決議が採択されました。

そして、2006（平成18）年には、障がい者があらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進することを目的とした「障害者の権利に

関する条約」が採択されるとともに、2007（平成19）年には、先住民族の自決の権利や伝統と慣習を維持する権利など先住民族の固有の権利を保障する「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

2. 国内の動向

わが国においては、「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が制定され、憲法11条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とうたわれており、そして憲法14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことが明記されています。

こうした日本国憲法のもと人種差別撤廃条約をはじめとする前記の人権諸条約を次々と批准してきました。

そうした流れの中で、1996（平成8）年には、人権の擁護に関する施策の推進についての国の責務などを明らかにした「^{※10}人権擁護施策推進法」が制定されました。また、1997（平成9）年には、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、国・地方自治体においても「行動計画」が策定され、人権保障のための積極的な取り組みが進められてきました。

そして、1999（平成11）年7月には、人権擁護推進審議会より「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」と題する答申が出され、国、地方公共団体等が取り組むべき施策の方向性が示されるとともに、2000（平成12）年12月には「^{※11}人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

さらに、2008（平成20）年には、アイヌを先住民族として認め、文化にとどまらない総合的な施策の確立を政府に求める国会決議が採択されるとともに、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2011（平成23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012（平成24）年「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、2013（平成25）年には、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など人権に係わる法整備の取り組みが進められました。

また、2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約」を批

准し、障がい者への差別の禁止に向けた取り組みが明らかにされ、人権尊重についての国際協力が一層推進されることになりました。

三重県においては、1999（平成11）年、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」及び「人権教育のための国連10年三重県行動計画」を策定し、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための施策を総合的に推進してきました。また、2011（平成23）年には子どもの権利が尊重される社会の実現をめざし、「三重県子ども条例」が施行されました。

そして、2013（平成25）年に「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施し、その結果に基づき、2015（平成27）年を目途に「三重県人権施策基本方針」の改定が進められています。

3 松阪市におけるこれまでの取り組み

2005（平成17）年1月1日に、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、2006（平成18）年3月に新たな松阪市として「人権尊重都市宣言」を行いました。同年12月には、市民一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会を実現していくために、「松阪市人権のまちづくり条例」を制定し、行政や市民・事業者などが一体となって、すべての人権が尊重される人権侵害のないまちづくりの実現に取り組んでいます。

そして、2009（平成21）年には、松阪市人権施策基本方針の第一次改定を行うとともに、この「松阪市人権施策基本方針」を多様な主体で推進していくために、2010（平成22）年に「松阪市人権施策行動計画」を策定し、人権尊重の社会を実現するため、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進してきました。

さらに、2011（平成23）年に策定した松阪市総合計画「市民みんなの道標」では、従来の計画型から「戦略型の総合計画」へ転換し、「構想」と「使命」を明らかにし、目指すべき将来像の実現に向けて重点的に取り組む分野や、関連する施策などの優先順位を示した計画としており、人権教育、人権の尊重、男女共同参画社会の形成を目指した取り組みを進めてきました。

4 改定の経緯

2009（平成21）年に「松阪市人権施策基本方針」の改定（第一次）を行い、人権尊重の社会を実現するために、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかし、昨今の社会状況の変化を背景として、虐待（高齢者・障がい者・子ども）、いじめ問題、体罰問題、DV（ドメスティック・バイオレンス）など深刻な人権侵害が発生しています。

そうした中、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波により福島原子力発電所の事故を招き、深刻な放射能汚染に伴い、避難先において被災者である周辺住民が風評被害に基づく差別的扱いを受けるなど看過できない事態が発生するとともに、ヘイトスピーチ（憎悪表現）による人種差別など新たな人権問題が発生しています。

全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として深刻な状況であり、松阪市でも2012（平成24）年中に38人の方が自殺によって亡くなられています。

自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々にも大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。また、自殺にいたる社会的要因としては、健康上の悩み、失業、生活苦、多重債務、長時間労働やいじめ問題などさまざまな要因があるとともに、遺された遺族への偏見など人権問題にも密接に関係しています。

2012（平成24）年に実施した「松阪市人権問題についての市民意識調査」においては、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などさまざまな差別により人間の尊厳が侵害されているといわざるを得ない状況が調査結果に現れています。

このようなことから、人権施策の一層の充実をはかるため、これまでの基本方針策定後5年間の取組みの成果と「松阪市人権問題についての市民意識調査」の結果や「松阪市人権施策行動計画」の事業評価・検証を踏まえた中で、「松阪市人権施策基本方針」の改定（第二次）を行いました。

Ⅱ 基本理念

市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり

2006（平成18）年に制定した「松阪市人権のまちづくり条例」第1条では、「この条例は、世界人権宣言、日本国憲法及び松阪市人権尊重都市宣言の精神にのっとり、一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現に資することを目的とします。」としています。

松阪市は、こうした条例のめざす人権尊重の社会を実現するため、先の基本方針における人権施策の基本理念を引き継ぎ、「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」を人権施策の基本理念とします。

この基本理念を人権施策に反映させるとともに、市民、NPO等の民間団体、事業所、国・県などの関係機関と協働・連携を深めていきます。

Ⅲ 基本方針の策定

この基本方針は、基本理念である「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「松阪市人権のまちづくり条例」第6条に規定する人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進するために策定します。

Ⅳ 人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、人権施策推進の「基本理念」及び「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、右の人権施策体系図のとおり6つの施策を推進します。

① 人権尊重のまちづくり実現のための施策

市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して暮らすことができ、元気で魅力あるまちづくりを行うための施策です。

② 人権意識の高揚をはかるための施策

市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、人権が尊重される社会の実現のための施策です。

③ 人権擁護・救済のための施策

人権が侵害された場合に適切な人権擁護と救済をはかるための施策です。

④ 多文化共生社会の実現のための施策

外国人住民の人権が尊重され、市民誰もがいきいきと生活し、多文化の共生する社会づくりのための施策です。

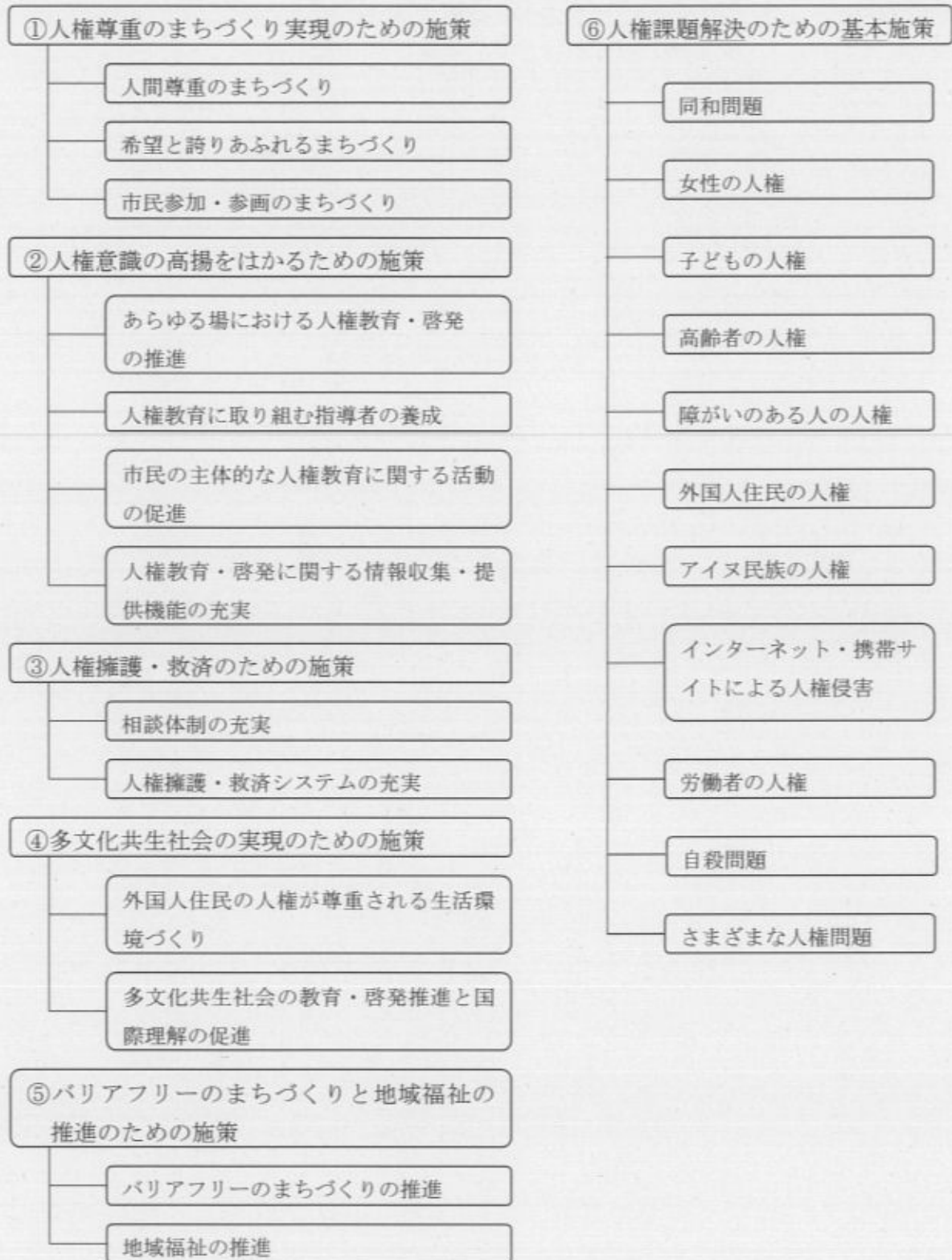
⑤ バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策

公共施設等のバリアフリー化や誰もが住みなれた地域で暮らしつづけることができるための施策です。

⑥ 人権課題解決のための基本施策

上記の5つの基本施策に基づき、障がい者、高齢者、女性、子どもなど人権課題毎に対応するための施策です。

人権施策体系図



1 人権尊重のまちづくり実現のための施策

松阪市総合計画では、松阪市の将来像を市民みんなが一人ひとりの痛みに寄り添い、一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指して、『市民みんなが幸せを実感できるまち』としています。

そして、市民とつくるまちづくりの目標として、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して暮らすことができ、元気で魅力あるまちづくりを行うために、市民、NPO等の民間団体、事業所、国・県などの関係機関と連携して取り組んでいきます。

(1) 人間尊重のまちづくり

「人間が尊重されるまち」とは、松阪で住み、働き、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受入れ、共に生きるまちであり、差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまちです。

その実現のために、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に人権侵害を被っている人びとの視点に立ち、あらゆる差別を主体的になくしていこうと行動する人間の育成をめざすという「松阪市人権のまちづくり条例」の基本的な理念の具体化をはかっていきます。

(2) 希望と誇りあふれるまちづくり

一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人住民への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人びとが希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現するまちづくりをめざします。

そのためには、さまざまな教育や啓発の機会をはじめ、多様な市の人権施策の推進に、当事者としての誇りと自覚をもって活動している人びととの出会いを位置づけます。

(3) 市民参加・参画のまちづくり

人権が尊重されるまちづくりを推進するためには、市民の参加・参画と市民との協働は不可欠であり、人権尊重のまちづくりに市民・当事者が政策形成から実施や評価まで参加・参画し、提言ができるような機会や場の提供に努める必要があります。

また、住民協議会などに対して、地域における人権に関する協働の取り組みを働きかける必要があります。

そのためには、市民活動の持続的な基盤の確立を支援するための制度づくりを進めていきます。

2 人権意識の高揚をはかるための施策

人権が尊重される社会の実現には、市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める必要があります。

そのためには、2009（平成21）年に改定された「松阪市人権教育基本方針」に沿って、人権教育と啓発のさらなる充実をはかっていきます。

（1）あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の意義や価値についての理解を深め、相手の立場に立った考え方や生命の大切さ、個性を認め合う心をはぐくむ必要があります。また、お互いの人格を尊重しあえる社会の実現をめざす必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて推進するとともに、隣保館や社会教育施設での活動の活性化をはかることで、市民の主体的な活動を促進することが重要です。

さらに、行政職員、教職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者や警察官、司法関係者等は、すべて人権問題に深い関わりを持つことから、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められています。

このため次の施策を推進します。

- 従来の知識取得型学習から人権問題に関する知識が態度・行動に結びつくような体験的・実践的・参加型学習を行い、人材育成などへの取り組みの転換をはかります。
- 「生涯学習における人権・同和教育の推進についての指針」（2002（平成14）年）にのっとり地域社会における人権教育・啓発をさらに推進していきます。
- 学校・園においては、「松阪市人権教育基本方針」に沿って、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神に貫かれた人間の育成をめざします。

- 保育園においては、「松阪市人権保育基本方針」（２００４（平成１６）年）の具体化をはかっていきます。
- 人権保育・教育関係者や団体等と連携し、保育園・幼稚園・学校・行政・地域が一体となった組織的・計画的な取り組みを行うとともに、行政職員などに対する人権教育・啓発を国・県とともに連携を保ちながら充実していきます。
- 隣保館においては、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割や、地域における人権啓発の拠点施設としての役割を果たせるよう、２０００（平成１２）年に策定された「新たな隣保館活動に向けて」を改定します。

（２）人権教育に取り組む指導者の養成

差別事象が今なお発生する背景には、「市場原理主義」の推進のもとでの能力主義による競争、それに伴う賃金などの格差の拡大や貧困により差別・人権侵害が生み出されやすいという社会状況の問題があります。

その意味で、今日の差別は経済的な貧困問題と深く関わっているといえ、社会の仕組みそのものを変えていく取り組みも必要だと認識する必要があります。差別の克服には保育園・幼稚園・学校における人権教育だけでは不十分であり、生涯学習の視点での人権教育・啓発が求められています。

そのためには、人権教育の場としての地域社会、学校、家庭の役割を再検討し、必要に応じて地域での活動の支援・促進をしていかなければなりません。

このため次の施策を推進します。

- 人権教育・啓発を広く市民に広げ、効果的に行っていくため、市民の学習活動のリーダーとして活動する指導者の養成を行います。
- 職員研修（非常勤職員を含む）の充実をはかるとともに、市の外郭団体の職員に対する研修を行っていきます。

（３）市民の主体的な人権教育に関する活動の促進

さまざまな人権問題を解決していくためには、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、異なる文化や価値観を持った人びととの出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や差別をなくし、一人ひとりの違いを認め合う地域社会を創ることが求められています。

このため次の施策を推進します。

- 多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するために、市民の間で活動しているNPO等の民間団体と連携・協働をはかります。
- 人と人とを結びながら、市民の自主的・主体的な取り組みを促すために、地域における人権「草の根運動」を展開していきます。
- 「差別をなくす松阪市民の会」の活動については、あらゆる差別の解消を市民全体の課題として、「差別を見抜き」、「差別を許さない」、「差別をなくしていく」真に民主的な松阪市をつくるため、活動の一層の充実と組織の改革を行っていきます。
- 小学校区や中学校区等を単位として、人権啓発活動の支援を行っていきます。

(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育や啓発活動を効果的に展開していくためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、障がい者、高齢者、女性、子どもなどの人権問題を他人事としてではなく、自分の生き方に深く関わる普遍的な問題として捉えることは大切なことです。

そのためには、市のみならずNPOなどの市民活動を行っている団体や事業所等による人権教育や市民の交流が重要であるとともに、人権教育に関する情報の収集を行い、その収集した情報を提供していく必要があります。

このため次の施策を推進します。

- 自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、必要に応じて人権教育についての知識、手法や講師の派遣や教材作成についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実をはかっていきます。

3 人権擁護・救済のための施策

人権問題が複雑・多様化する中、人権が侵害された場合、具体的に誰のどの権利が侵されたかを明らかにし、被害の救済につなげていくことが大切です。この点を踏まえ、「松阪市人権のまちづくり条例」では国・県をはじめ、関係機関や関係団体などとの連携を強化して、「人権擁護のための努力をし、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取り組みを行うこと」としています。そのために、市としては、人権が侵害されないような環境づくりに努めるとともに、人権が侵害された場合に適切な救済をはかるしくみを構築することに努めていきます。

(1) 相談体制の充実

人権に関わる相談は、その要因が複雑に絡みあって発生する場合が多く、相談者がどこに相談していいのかわからないといったこともあり、これまでの対応だけでは、多様化する人権問題に迅速かつ総合的に十分対応できているとはいえません。このことから、市民が人権侵害を受けたり人権侵害に直面した時に解決の手立てを探し出し、専門的な助言や援助などの支援を受けながら主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援していく必要があります。

このため、次の施策を推進します。

- 人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実、強化をはかっていきます。
- 各種の公的な相談機関が行っている人権擁護に関する支援活動情報を広報等を活用して効果的に提供し、さまざまな人権問題の相談窓口を明確にしていきます。
- 人権擁護のために法的な解決方法も含め、行政の果たす役割として、気軽に相談できる体制づくりや各種相談機関の連携強化のため、相談担当者の資質の向上のための実践的研修や相談内容の把握・分析、問題の共有化及び新たな施策へつなげるしくみづくりを進めます。
- 当事者の立場に立って個別の人権課題に対応でき、身近に相談が可能となるカウンセラーや市民ボランティア等の養成・配置を検討していきます。

(2) 人権擁護・救済システムの充実

市においては、人権侵害に関して、被害者の救済の視点からの強制力のある制度的な手段をもっていませんが、複雑化する人権問題の相談・支援・救済・擁護に効果的に対処していくためには、相談機関と保護機関の密接な連携、また、公的機関と関係団体等との連携・協働が必要です。

このため次の施策を推進します。

- 人権侵害が起こった場合の対応や救済のあり方についての研究を行うとともに、真に実効性のある人権救済のための法律や制度の確立を国に求めていきます。
- 人権侵害への対応については、人権侵害の事実確認を行い、国（法務局）・県などの関係機関や関係団体等と連携・協働し、その対応を行うとともに、気軽に人権相談ができる体制の充実に取り組みます。また、身元調

査による人権侵害に対応するために、本人通知制度の導入を検討します。

4 多文化共生社会の実現のための施策

松阪市に在住する外国人住民は2008（平成20）年9月のリーマンショック後は、景気の冷え込みにより登録者数が大幅に減少しましたが、2010（平成22）年の初旬から増加に転じ、その後は、少数ながらも増加傾向にあります。

このような現状の中、合併を機に新たに「松阪市国際化推進計画」を2007（平成19）年3月に策定し、多文化共生社会の実現、国際交流・協力等への対応、国際化推進体制の整備に取り組んできましたが、策定後の時間経過や社会状況の変化等から「松阪市国際化推進計画」の改正を行う必要があります。また、外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むなど、外国人児童生徒を取り巻く状況には大きな変化がみられます。

そこで、2010（平成22）年に外国人児童生徒及び保護者を対象とした実態調査アンケートを実施しました。

その結果を踏まえ、2013（平成25）年4月に「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」を改定しました。

しかしながら、外国人住民に対する労働条件や居住等における不利な取り扱いなど人権問題が発生しています。

こうしたことは、さまざまな外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて相互理解を深め、認識し合う共生の生き方づくりが重要です。

こうした考え方にに基づき、さまざまな外国人住民の人権が尊重され、市民誰もがいきいきと生活し、多文化の共生する社会づくりを推進していく必要があります。

外国人住民の生活や教育等に関わるさまざまな課題への対応については、今後、「松阪市国際化推進計画」や「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」の「行動計画」を策定することにより、よりきめ細かな対応をはかっていくこととしています。

（1）外国人住民の人権が尊重される生活環境づくり

松阪市に在住する外国人住民に対して、人権が尊重されるやさしい、暮らしやすい生活環境づくりをするために、日常生活上の悩みごとなど気軽に相談できるようにするための相談体制の充実やことばの壁の解消などを進めていくための教育活動が求められています。

そして、ことばや文化、あるいは生活習慣や価値観などの違いからさまざまな摩擦が生じていることから、安全・安心な社会環境を整備するとと

もに社会的、制度的な課題の解決なども求められています。

このため次の施策を推進します。

- 松阪市に在住する外国人住民が、安全・安心に生活できる環境にしているため、相談体制の充実をはかります。
- 地域社会で暮らしていくための決まりや習慣を理解してもらうために、日本の習慣・文化等を学習する機会や日本語を学習する機会を拡充していきます。
- 外国人住民に対する生活情報や多様なニーズに対応できる行政情報の多言語化に努めるとともに、生活状況の的確な把握を行い、行政サービスを広く周知徹底し、利用の促進と充実をはかります。

(2) 多文化共生社会の教育・啓発推進と国際理解の促進

私たちの生きている社会は、世界的な情報ネットワークの進展に伴い、世界がより身近になり、国際的な交流が進んでいます。

このように国際化が進展する中で、豊かな人間関係を築いていこうとする意識や態度をはぐくまねばなりません。また、松阪市においても、在住する外国人住民の増加に伴い、多文化共生社会の実現をはかるため、教育・啓発を推進していく必要があります。

このため次の施策を推進します。

- お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解しあいながら、自分を肯定的に認め、自信をもって価値ある存在であると思える気持ちをはぐくんでいくための教育・啓発活動を行います。
- 松阪市に在住する外国人住民と信頼関係を築き、市民レベルでの多文化共生社会をめざす地域内交流の促進に努めるために、官民協働による「松阪市多文化共生ネットワーク」との連携をはかります。

5 バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

高齢化の進行と障がい者の社会参加により、生活、通学・通勤、外出などの介護・支援を必要とする人たちが増加しています。

2006(平成18)年12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」^{※13}の施行に伴い、松阪市においても、だれもが安全で快適に市民生活を送ることができるように、高齢者、障がい者などの移動を円滑化し、公共交通機関を安全に利用できるように整備するとともに、福祉施設などの周辺を重点地域として、バリアフリー化を進めてきました。

2012(平成24)年に実施した「人権問題についての市民意識調査」では、障がいのある人や高齢者の人権を守るためには、「建物や公共交通機関のバリアフリーを推進する必要がある」と多くの人が答えており、高い割合を示しています。

これらの調査結果により、だれもが安全で快適に生活を送ることができるように、駅舎、道路、公園、学校などバリアフリー化の整備を進め、すべての人が社会への参加の平等な機会が保障され、自立した生活を確保されるユニバーサルデザイン^{※14}の社会の実現に努める必要があります。

そして、社会参加への平等な権利が保障されるためには、障がいのある人が親から離れ、他人の助けを得ながら自立した生活を確保できる「情報^{※15}のバリアフリー」の実現を進める必要があります。また、偏見などの意識のバリアについても、「バリアフリー新法」ではバリアフリー化の視点を取り入れることを進めています。

病院や入所施設にいる高齢者や障がい者、在住する外国人住民などと共に地域で生活し、市民が偏見をなくすために、一緒に学ぶ機会をつくること、そのために、地域での生活を支援する福祉・人権の施策などを充実して、地域で共に生活の経験を積み重ねられる条件づくりも必要です。

このようにバリアフリーのまちづくりは、高齢者、障がい者、外国人住民の問題だけではなく、すべての人が共に暮らせるまちづくりが求められます。

このため次の施策を推進します。

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共交通機関、公共施設などだけではなく、移動を円滑にしていくため、道路、駐車場等のバリアフリー化に取り組みます。

- 手話、点字等によるコミュニケーション支援の充実や情報通信機器の活用などの「情報のバリアフリー」の推進をはかるための要員の養成・研修の支援を行います。
- 高齢者、障がい者、外国人住民などへの偏見や差別などの「意識のバリア」や「制度のバリア」を取り除くために、人権啓発・教育を推進していきます。
- 住民が地域社会、家庭、学校で「共に生き」、「共に働き」、「共に学ぶ」経験を共有し、人と人との関係に存在する「バリア」を取り除くための人権に関する相談などを進めていく支援を行います。

(2) 地域福祉の推進

地域福祉とは、利用者ごとに福祉サービスを提供するしくみと違って、「例えば、介護の必要な高齢者も、障がいのある人もできるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう必要に応じて、地域での福祉サービスの利用を自らの意思で決定して、希望する生活を実現する」との権利の擁護の意味を含んでいます。

市民誰もが安心して暮らせる住みよいまちを築いて行くには、障害の有無、年齢や性別にかかわらず、すべての人が社会の構成員として、平等に権利を享有し、地域の中で共に等しく生きていくことのできる社会への変革、つまり「インクルージョン」の理念に基づいた社会を実現することが重要です。また、住み慣れたまちでいつまでも共に支えあって生活を続けたいとの願いは市民の共通しているものです。

そして、市民がお互いに助け合いながら共に生きていける地域社会をつくるには、地域住民の一人ひとりが積極的に関わりを持ち続ける必要があります。

これまでの福祉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉のように、対象者別に進められ、分野別に課題を解決しようとしてきました。

しかし、「地域」に着目すれば、全ての人が暮らしやすい地域をどのようにつくるか、地域づくりの視点から高齢者、障がい者、子どもが同じ場で互いが一緒に生活をする場で総合化することが求められるようになっていきます。

そして、一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域住民、施設、各種団体、行政の連携・協働によって、生活における福祉を地域で解決していくしくみを考えていかなければなりません。

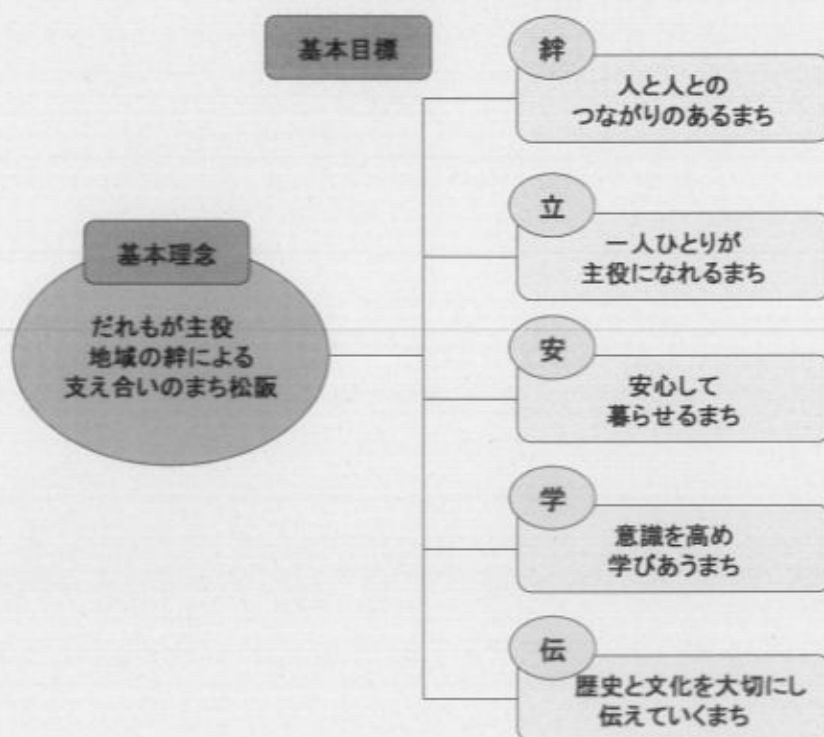
松阪市地域福祉計画では、分野別・縦割りの福祉の取り組みを「地域で

暮らす」という視点から総合化し、「松阪市の福祉」に関して、将来にわたる基本的なビジョン（基本理念）と目標（基本目標）を示し、そのために必要な具体的な施策を明らかにしています。また、松阪市地域福祉計画をより実践するために策定した松阪市地域福祉計画実践プランでは、計画の基本理念を継承したうえで、行政、社会福祉協議会、包括支援センターで組織する「サポートチーム」の体制の構築やサポートチーム会議による地域情報の共有及び課題解決に向けた協議を行います。

私たちの考える地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく、尊厳を持ち、それまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていくことをめざすことです。

松阪市地域福祉計画

基本理念と基本目標の体系図



上記の基本理念と基本目標を達成するために次の施策を推進します。

- 市民とともに「インクルージョン」の理念に基づき、障害の有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性を尊重し、偏見や差別の解消に努め、希望する生活が実現できるように、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりを推進します。
- 社会制度からの支援を必要とする人びとへの支援を行うとともに、福祉・人権コミュニティを中心に、市民による自立や社会参加だけでなく、地域全体の人たちの共通する問題の解決をするための体制づくりに取り組みます。
- 人権尊重のまちづくりを推進するため、「松阪市地域福祉計画」による指針をもとに、地域福祉と人権施策を推進する区域をおおむね小学校単位の範囲で取り組みます。

6 人権課題解決のための基本施策

(1) 同和問題

【現状と課題】

1965（昭和40）年の同和対策審議会答申において、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、その早期解決をはかることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

松阪市においても同和問題の解決に向けて、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」の制定及び1990（平成2）年の「松阪市同和対策審議会答申」を受け、30年余りにわたり、住宅や道路整備などの生活環境の改善や人権意識を高めるための教育・啓発など、関係団体の協力を得ながら特別対策として積極的に取り組んできました。

この「同和対策事業特別措置法」等による特別事業は、2002（平成14）年3月をもって終了しましたが、松阪市としては、国や県と同じく、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことはいうまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」という1996（平成8）年の地域改善対策協議会からの「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」を踏まえて取り組んできました。また、これまでの取組みにより、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果は見られるものの、教育や就労などの課題解決に向けた取組みを推進する必要があります。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、同和問題へのかかわりを避ける意識（地縁忌避意識など）や結婚時などで身元調査を肯定したり、特別事業が終了した今日においても、特別事業が継続しているかのような受け止め方をする市民が多く見られるなど、人権・同和教育や啓発などの取組みが進めているものの、同和問題は依然として深刻にして重大な問題であり、国連においても「職業及び世系にもとづく差別」に関する重要な人権課題として取り上げられています。

さらに、インターネットを悪用した差別的な書き込みも増加しており、その監視体制づくりや未然防止のための教育・啓発に取り組む必要があります。

このようなことから、同和問題の解決に向け人権意識の高揚と人権教育・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【基本方針】

- ①同和問題に対する正しい理解を深め、差別の現実を踏まえる中で、差別を解消するための教育・啓発を推進します。また、教育、就労などの課題解決に向けた取り組みを行い、地域住民の自己実現がはかれる社会環境づくりを進めます。
- ②同和問題の解決に向け、地域、家庭、学校、職場など関係機関や関係団体等と連携しながら、差別意識の解消に向けた取り組みを推進します。
- ③隣保館においては、地域と一体となった「人権のまちづくり」の拠点として機能を有し、周辺地域を含めた地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれた施設として、人権尊重の視点を踏まえてさまざまな事業を展開するとともに、「新たな隣保館活動に向けて」を改定します。また、広域隣保館事業の充実に向けての取り組みや中学校区の人権教育団体との積極的な連携をはかります。

(2) 女性の人権

【現状と課題】

国連は、1975（昭和50）年に「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択され、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の問題に関する認識を深めるための活動が開始されました。

そして、1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を日本政府は1985（昭和60）年に批准しました。

これを受けて1999（平成11）年には、男女の人権の尊重などの基本理念が掲げられた「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成12）年には、基本法に基づき「第1次男女共同参画基本計画」（2010（平成22）年「第3次男女共同参画基本計画」）が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出しました。また、女性に対する暴力の問題解決のため、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度等の拡充などの法整備が行われるとともに、この2つの法律が2013（平成25）年に改正され、法律の適用範囲が拡大されました。

松阪市では、2005（平成17）年に、すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人と人が豊かにつながっていけるような、誇りある人間都市松阪をめざし、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定しました。

そして、2002（平成14）年に策定した「男女共同参画プラン」を2007（平成19）年、2011（平成23）年の2回にわたって改定し、男女共同参画社会の実現を目指して、計画的に取り組んでいます。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると育児や介護は女性がすべきとの意識が依然として高く、職場や家庭、地域などで、性別による固定的な役割分担意識が残っています。また、「結婚・出産後も働き続けることができる環境が不十分である」など社会生活のさまざまな場面において、女性が不利益を受けることが多くあります。

女性の自立を進めるため、特に仕事と子育て、家庭の仕事を継続するためには、社会制度、利用できる地域資源の整備、さらに支援内容の充実が課題となります。

さらに、職場における賃金や労働条件での女性差別、セクシュアル・ハラスメント等は、女性への人権侵害に他ならず、また、女性に対する暴力行為、特

に夫や恋人からのDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等は、女性の心身や生活を著しく侵害するもので、その対応が必要となっています。

【基本方針】

- ①市民一人ひとりが、個人の能力や個性を十分発揮するために、あらゆる社会の制度や慣行について、男女共同参画の視点が定着するよう広報・啓発活動を推進します。また、学校、地域において男女共同参画を推進するため、教育・学習の充実に努めます。
- ②市の審議会や委員会などの政策・方針決定の場へ女性の登用を推進します。また、企業、各種団体に対して、男女共同参画に関する情報提供を行い、方針決定の場に女性の参画が進むよう働きかけていきます。
- ③家庭生活における慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、性別による固定的な役割分担、偏見につながらないように努めます。また、地域社会において男女がともに地域活動に参加するための情報提供や自主的な取り組みに対し支援を行い、学習の機会を提供します。
- ④雇用の場における女性差別をなくすため、関係機関等と連携し、事業所等に対し、広報・啓発活動に取り組みます。また、子育て支援や介護休業制度などの施策を推進します。
- ⑤家族的経営を行うための方針決定の場において女性の参画を高めていくため、農業・林業・漁業・商業等の職業に従事する女性の役割の重要性を考慮し、関係機関と連携して推進します。
- ⑥夫や恋人などから受けるDV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力の根絶に向けた広報活動や学習機会の提供に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発活動やDVをはじめとする相談窓口の充実をはかり、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ⑦男女が互いの身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進をはかるため、生涯を通じた健康管理の支援に取り組みます。また、妊婦や出産に関する健康支援や家庭や地域で自立のための生活支援に取り組みます。

(3) 子どもの人権

【現状と課題】

国連は、1989（平成元）年の総会で、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、日本政府も1994（平成6）年に批准しました。

この条約では、子どもを単に保護の対象と見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけ、子どもに対する差別の禁止や最善の利益の確保の保障なども定められています。

しかしながら、現在、子どもを取り巻く環境をみると、学校の教育を例に挙げれば、子どもを「権利の主体」として権利についての学習を積極的に推進しているより、「保護の対象」と捉える傾向にあります。また、最近いじめや体罰が大きな社会問題となったり、子どもの生命や安全に関わる児童虐待事件が跡を絶たなかったりするなど、憂慮すべき状況にあります。

このため、いじめや体罰に関する全面的な調査などの取り組みが行われ、また、児童の安全確認等のための立入調査の強化等を内容とした「改正児童虐待防止法」が2008（平成20）年4月から施行されました。

松阪市内の中学校が2013（平成25）年度に実施した「人権問題に関するアンケート調査」によるといじめられた経験がある生徒の比率は高く、しかもその時に、「誰も相談せずいやな気持ちのままだった」という回答が一番多くなっています。

このことから、いじめ等が示す子どもの悲鳴や声にならない叫びを受け止めることができる感性を高めることが、教職員・保護者をはじめとする私たち大人に強く求められています。また、子どもが理不尽だと感じたことを訴える場はなく、たとえ訴えたとしてもその声に耳を傾け、子どもの気持ちに寄り添う大人も少ないことから、子どもを権利の主体として、また、一人の人間として尊重する大人の意識改革も必要です。

これらのことを踏まえて、児童生徒の問題行動への対応対策に関連する機関との連携を深めながらネットワークを構築し、サポートチームを形成し、いじめ等の問題行動に対する予防・相談・緊急対応・事後指導の各段階において適切な対策を推進しています。

さらに、児童生徒の悩みやストレス等を早期に発見し、心のケアを行うとともに、課題の解消に向けた取り組みを支援するため、専門性を有する相談員等を派遣し、児童生徒を直接的に支援しています。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、学校教育法で禁止されている「学校での体罰」を肯定する意見が過半

数を占めており、「自分の子どもへのしつけとしての暴力はかまわない」と肯定する意見も2割あり、さらなる教育・啓発が必要です。また、子どもの人権が守られるためには、「学校での道德教育の推進」「地域の人々による地域の子ども達への声かけ・指導等」「親の人権意識の向上」など高い割合を示しており、道德教育や人権教育など子どもの人権のための教育が求められるとともに、学校教育だけではなく、保護者や地域の人々の理解を深めることも大切です。また、「児童の権利に関する条約」の基本理念を踏まえ、常に子どもの最善の利益原則に沿って、21世紀を担う子どもを育成するための施策を進めていくことが求められます。

【基本方針】

- ①子どもの権利条例は、市民の理解と共感がある程度成熟されているということが前提となるため、各種の啓発活動を通じて、市民意識の高揚に努め、「松阪市子どもの権利条例」の制定に向けての取り組みに繋げていきます。また、学校における人権教育の中に「児童の権利に関する条約」の学習を位置づけて、その促進をはかります。また、家庭・地域への啓発のために、講演会の開催や啓発冊子の作成の取り組みを行います。
- ②各中学校区で取り組まれている小・中学生対象の「人権フォーラム」の充実をはかり、その取り組みをさらに発展させ、各中学校区の取り組みを交流し、学び合うため「子ども人権文化フェスタ」に取り組めます。
- ③いじめ、体罰、暴力、虐待などで子どもが苦しむことがないように「子ども人権オンブズパーソン」の設置やネットいじめ等に対応するためのマニュアルの活用、及び関係機関が連携して具体的かつ、早期な対応と適切な予防策を講じる取り組みを進めます。
- ④虐待を受けた子どもの早期発見や適切な保護をはかるために、関係機関やNPO、関係団体による「松阪市児童支援連絡協議会」の充実をはかるとともに、関係機関と連携して、子ども虐待の早期発見と防止に関する啓発の取り組みを進めます。
- ⑤地域における子育て環境の整備のため、子育てに関する相談や情報提供、地域の子育て支援関係者の人材育成やネットワークづくりを進めます。

(4) 高齢者の人権

【現状と課題】

国連では、1991（平成3）年に「自立、参加、保護（ケア）、自己実現、尊厳」の5項目からなる「高齢者の国連原則」が採択され、1992（平成4）年には、「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

わが国においては、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」が制定され、法の規定に基づき、基本的かつ総合的な高齢者対策の指針として「高齢社会対策大綱」が定められました。

そして、2006（平成18）年には、家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守るはじめての法律として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律においては、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減など養護者に対する支援のための措置などを定めています。

松阪市では、2013（平成25）年4月現在の高齢者人口の比率は、25.5%で2017（平成29）年には約28%に達すると予想されています。

市民4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会を迎えた今、介護や支援を必要とする高齢者は増加し、人の尊厳を冒す高齢者の虐待や悲惨な孤独死の防止、認知症高齢者等に対する成年後見制度の円滑な利用による権利擁護などの相談件数や総合的な支援は、今後ますます増え続けるものと見込まれます。

また、介護や医療を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活全般に対して「安心」を確保し、尊厳の保持のための基礎を備えた地域・コミュニティの形成が必要です。

松阪市では、高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画として「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定して、高齢者施策を計画的に推進していますが、高齢者が地域で安心して人間として尊厳ある生活を送ることができるよう、権利を認めるための人権施策に取り組んでいく必要があります。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、高齢者の孤独死を社会の責任とする意見には7割の人が賛意を示しているとともに、高齢者の人権が守られるためには、「高齢者に対する就業の機会や生涯学習・ボランティア活動を増やす」「高齢者の日常生活等の支援策の充実」「高齢者を地域で支える体制づくりの推進」が高い割合を示しており、社会的な支援体制が求められています。

【基本方針】

- ①高齢者が永年培ってきた知識・経験・能力を積極的に活用するため、関係機関等との連携をはかり、雇用、就業の機会の確保のための取り組みを進めます。
- ②住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、質の高い保健福祉サービスを担う人材や地域でのボランティアを確保・育成するとともに、質の向上をはかる取り組みを行います。また、施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう社会環境の整備を進めます。
- ③高齢者虐待に対応するため、相談体制の充実や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会との連携強化を行うとともに、虐待に対する適切な対応を行えるよう、市民への啓発とともに、高齢者虐待に関する事例検討や課題研究を進めるなどの研修の充実をはかります。また、日常生活に支援が必要な認知症高齢者の急速な増加に対応するための総合的な支援対策を推進します。
- ④高齢者の人権に配慮した社会環境の整備を進め、自立した生活を営むための生活支援、高齢者の権利擁護にかかわる相談等への対応、成年後見制度の円滑な利用を支援する等、また孤独死をなくし、尊厳ある生活を送ることができるよう地域の一人ひとりによるネットワークの構築などさまざまなしくみづくりや高齢者の支援に取り組みます。

(5) 障がいのある人の人権

【現状と課題】

国連では、「障害者の権利に関する条約」が2006（平成18）年12月に国連総会において採択され、日本政府は2007（平成19）年9月に、この条約の署名を行いました。

この条約は障がい者があらゆる人権を享有し、確保することを目的として、障がいに基づく区別、排除、制限を差別として定義しています。また、すべての障がいのある人が障がいのない人と平等に誰とどこに住むかを選択し、支援を受けながら地域で自立した生活をする権利があることを明記しています。

国においては、2011（平成23）年に「障害者基本法」を改正し、障害者に対して、障害を理由として、差別することや合理的な配慮がされることなど差別の禁止を明記しました。

2012（平成24）年には、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、自立の代わりに、新たに基本的人権を享有する個人としての尊厳と障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援を総合的に行うこととしています。

そして、障がい者に対する虐待の禁止などを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

2013（平成25）年には、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品等を購入することを定めた「国等による障害者就労施設等から物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、法定雇用率が民間企業は2.0%、国・地方公共団体等では2.3%に引き上げられました。また、「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法 2016年施行）」が成立しました。この法律の目的は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等が定められており、差別を解消するための措置として、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮^{第24}の不提供の禁止などが定められました。

2014（平成26）年1月には、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。本条約は、障がい者への差別を禁止しています。

そして、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

松阪市においては、2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、障がいのある人の雇用に対して、雇用義務を果たしていない会社に罰則を与えることには否定的な意見が多く、また、障がいのある人の人権を守るためには、「雇用など働く場を広げる」「医療やリハビリテーションの充実」「バリアフリーの推進」「障がいの有無にかかわらず交流の機会を設ける」が高い割合を示しており、障がい者の雇用の保障やバリアフリーを進めたり、交流する機会の場を増やしたりすることによって、日常生活の場で障がいのある人との出会うことのできる環境をつくっていく必要があります。

しかし、障がい者の雇用については、松阪管内の2013（平成25）年6月現在の民間企業における障害者雇用率は1.68%であり、法定雇用率2.0%を達成していない企業が多数を占めています。また、障がい者の地域での自立生活を支える施策が十分ではないため、障がい者が地域で自立しながら暮らすことが、当たり前の権利として保障されていないという課題があります。

そして、手話が「障害者権利条約」及び「障害者基本法」で言語として認められたことにより、音声言語と対等な意思疎通手段として、手話の理解と周知及び情報の取得と利用のための手段に手話を選択できる機会の拡大が求められています。

さらに、教育の面では、地域の学校において一人ひとりの子どもたちの個性を最大限に引き出し、豊かな人間性をはぐくむため、小・中学校ではバリアフリー化に取り組むとともに、支援が必要な子どもたちに対しては、学校生活アシスタントなどを配置するなど共生共学の取り組みも進めています。

その一方で特別な支援を必要とする知的障がいのある生徒などの中学校から高校・大学等への進学は、「学力」重視の入試制度などによって、進路選択の幅が限定され、本人の意向等に応じた進路選択が困難な状況にあります。

【基本方針】

- ①「障害者の権利に関する条約」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などを踏まえて、あらゆる機会を通して、学校・地域・事業所・職場などにおいて教育・啓発に取り組みます。また、障がいのある子どもの教育については、この条約の趣旨を踏まえ、共生共学の「合理的配慮」を実施し、進めていきます。
- ②障がい者の雇用の機会を保障するため、関係機関と連携して、職種・職場の開拓や職業紹介から就職・職場定着後のフォローに至るまでの継続的な支援を積極的に取り組みます。また、就業時の差別・人権侵害をなくし、職場環境の合理的配慮を推進するため、事業者などへの啓発を進めます。
- ③障がい者が地域で自立した生活を行うことができるよう、住まいの場を確保するとともに、障がい当事者によるピアサポート活動に対する支援を行い、障がい当事者のエンパワーメントをはかります。また、国・県・市民活動の組織などと連携し、障がい者の人権、生活に関わるさまざまな問題に対応する相談体制の充実をはかり、地域での自立した生活を支援します。
- ④障がい者が地域住民として地域社会活動や行事等に参画し、また、障がい者施設等の活動に地域の人びとがボランティアなどとして日常的に関わりをもつことのできる環境づくりに取り組みます。
- ⑤生活環境面での物理的なバリアフリーや補助犬に対する理解など障がい者が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。
- ⑥「障害者差別解消支援地域協議会」（仮称）の設置に向け、障害を理由とする差別の効果的かつ円滑な解消に取り組みます。

(6) 外国人住民の人権

【現状と課題】

わが国における在留外国人数は年々増加し、2012（平成24）年末現在、203万8159人で2008（平成20）年をピークに減少しているものの、多くの外国人住民が生活しています。

松阪市においても外国人住民は毎年増加しており、2013（平成25）年3月末現在の外国人登録者数は3,756人で、2007（平成19）年と比べると微増となっていますが、フィリピン出身者が6割弱を占め、次いで中国・ブラジル出身者が多く在住しています。また、滞在の長期化、定住化が進み、就学前を含む外国人児童生徒の数も増加傾向にあります。

2007（平成19）年に策定した「松阪市国際化推進計画」及び「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針（2013（平成25）年4月改定）」に基づき、国際交流・協力等への対応、国際化推進体制の整備や外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障できる体制の整備を行うなど多文化共生社会のまちづくりに取り組んできました。また、2012（平成24）年7月には、外国人登録法が廃止され、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えられることになりました。

しかしながら、依然として外国人住民に対する雇用機会や労働条件の不平等、居住における不利な取り扱いなど偏見や差別が存在しています。また、ことばや文化、生活習慣の違いなどからさまざまな摩擦が発生しています。

加えて外国人住民にとって、未だ情報の多言語化や外国人スタッフの拡充など生活・医療といった基礎的な行政サービス提供のための整備が十分ではないことなどから、生活のさまざまな面で課題をかかえています。

さらに外国人児童生徒にとっては、学校への初期受け入れ体制などは整備されてきていますが、就学前との連携、^{※27}アイデンティティの確立、学力・進路保障のための総合的な体制の構築は、まだまだ十分とはいえません。

また、不就学児童生徒や学齢を超過した義務教育未修了者の教育権を保障する取り組みを進めることも必要です。

一方、日韓併合以降、多くの人びとが日本への移住を余儀なくされた歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別が今もなお存在し、本名や国籍を明らかに出来ない状況があります。

これらの人びとが日本で暮らすことになった歴史的経緯や生活実態について、正しい理解や認識を深める教育・啓発の取り組みが必要です。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、「外国人住民は、もっと日本の文化に溶け込む努力をすべきだ」という

意見に過半数の人が賛成をしており、同化の考え方が依然として根強く残っています。また、外国人住民が暮らしやすいまちづくりをするためには、「相談窓口の設置」「交流イベントの開催」「日本語教室の開催」「学習支援」が高い割合を示しており、外国人住民と日本人が異なる文化や生活習慣を理解・尊重し、互いに協力し合う多文化共生社会の実現が求められています。

このようなことから、外国人住民の権利擁護と社会参画を促進するとともにお互いの文化やアイデンティティを認め合い、「多文化共生社会」の実現に向け取り組むことが、それぞれの個性を発揮し合い、新たな活力があふれる人権のまち、松阪の実現につながることであります。

【基本方針】

- ①外国人住民との相互理解のために、歴史、文化、生活習慣についての正しい認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進します。
- ②外国人住民の社会生活における支援の充実について、行政・事業者・住民組織・関係団体等と連携をはかり、外国人住民がさまざまな困難な状況で生活に支障をきたさないよう支援のしくみをつくります。また、地域内交流の促進に努めるために、「松阪市多文化共生ネットワーク」との連携をはかります。
- ③外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、初期適応支援教育の整備と拡充に努め、各学校における外国人児童生徒教育の推進体制の確立等をはかります。また、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。
- ④日常生活や災害時に対応する情報の多言語化に努めるとともに、総合相談窓口の設置などに日常生活上の問題等について気軽に相談できる体制づくりの充実に取り組みます。
- ⑤外国人住民を対象にした日本語教室の取り組みを進めます。
- ⑥外国人の雇用問題については、ハローワークと連携し、取り組みを進めます。
- ⑦「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」に沿った各学校における行動計画の作成に取り組みます。

(7) アイヌ民族の人権

【現状と課題】

国は、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」を施行し、アイヌ民族の伝統、文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会づくりを進めてきました。

このような中、国連では2007（平成19）年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008（平成20）年には、アイヌの人びとを日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認め、「アイヌ政策の推進を政府に求める国会決議」が衆議院及び参議院において全会一致で採択されました。

そして、2009（平成21）年には、アイヌの歴史や先住民族としての意義、アイヌ政策のあり方について「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書がまとめられ、国に報告されました。

松阪市は、幕末に6度にわたり北海道を探検し、アイヌ民族と深く交流した松浦武四郎の誕生地であり、「松浦武四郎記念館」を中心に、毎年、アイヌの人びととの交流が行われています。

しかし、松阪市全体でのアイヌ民族への知識と理解はまだ十分ではありません。アイヌの人びとが置かれてきた歴史的な経緯や独自の伝統文化等を大切にしたい人権学習を推進することが課題となっています。

そのためには、アイヌ民族を友とした松浦武四郎の意志を受け継ぎ、他市に先駆けてアイヌ民族への理解を深める教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

【基本方針】

- ①アイヌ問題の理解を深めるために、アイヌ民族との交流や講演会の開催、啓発冊子やアイヌ民族の副読本を活用した人権学習の推進に取り組むなど人権教育・啓発の推進をはかります。
- ②アイヌ民族への理解を深めるため、学びの場としての「松浦武四郎記念館」の活動の充実をはかっていくとともに、社会教育・学校教育との連携を深めていきます。

(8) インターネット・携帯サイトによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットや携帯サイト上には、発信者の匿名性や情報発信の容易さを利用し、個人や特定の地域や団体、あるいは特定の民族に対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長・煽動し、生命の危険すら感じさせる内容の書き込みが氾濫しています。また、学校裏サイト等における誹謗・中傷の書き込みなど子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれたりしています。

そのために、2009（平成21）年にインターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務付けするなど「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

松阪市では、差別的な書き込みを発見した場合、法務局に削除要請を行っていますが、行政機関が強制的に削除する権限を持たないことから、国やプロバイダ等に対して制度やしぐみの整備を要請していく必要があります。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、インターネット・携帯サイトによる誹謗・中傷による差別的書き込みは約7割弱の人が「許せない人権侵害」であると考えており、6割の人が「再発の防止に行政機関が対処すること」を求めています。

このようなことから、人権教育・啓発の取り組みをさらに強化していくことで、インターネット・携帯サイト上で差別表現や人権侵害をしようという意識にならない人びとを育てていくことが重要です。

それとともに、インターネット・携帯サイトでの差別が野放し状態であることを踏まえ、より確かな法的整備が必要です。

【基本方針】

- ①インターネットや携帯サイト上での差別書き込みや人権侵害などの書き込みを未然に防止するため、教材の作成、学習会・講演会の開催や支援などを行い、人権教育・啓発活動を推進していきます。また、学校教育段階において、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害などに関する情報モラル教育を充実させていくとともに、差別書き込みに対応できる人材を育成していきます。
- ②インターネットや携帯サイトで掲載された差別的な表現に対して、国や県などの関係機関と連携・協働し、削除要請に努めます。また、インターネット・携帯サイト上の差別書き込みの実態把握や監視を行うための体制づくりを進めます。
- ③プライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別的情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備をはかることを国に要望していきます。

(9) 労働者の人権

【現状と課題】

1990年代半ばから、非正規雇用が急速に拡大し、2012（平成24）年には、全労働者に占める割合は35%となっています。

今や労働者の3人に1人がパートや期間従業員など身分の不安定な職に就き、その多くを若年層が占めています。

その背景には、グローバル化によるコスト競争に対応するために、正規雇用の抑制と派遣雇用への置き換えが推し進められたことが指摘されています。

しかも、非正規労働者は賃金が低だけでなく、一部の企業にあっては、劣悪な労働環境に置かれていることや、職場では差別的な取扱いをされるケースがあることも明らかにされています。また、個人がばらばらになり、孤立感や疎外感を深める中で、自分の置かれた困難な状況に対する不満や怒りを解消しようとして、不特定の人やより弱い立場の人を攻撃・差別するという事件も起こっています。

一方、非正規労働者の増加とともに、正規労働者も長時間労働が蔓延し、長時間の残業を原因とする心筋梗塞などの「過労死」や過労や職場のストレスから精神疾患となり自殺する「過労自殺」も増大しています。

さらには、専門的な知識や技能を持つ高収入の非正規雇用者を除く、一般の非正規雇用者は、厳しい環境のもと、いつ職を失うかわからないと言った不安を抱え、将来に希望が持てず、家庭も持てないと言う意見も多く、モチベーションの低下が懸念されています。

このような状況は、リーマンショック後の不景気の中で、より一層深刻になってきており、一部の企業では、非正規雇用者を減らして調整する「派遣切り」やリストラ、内定の取消し等、働く場所すら奪われて行く状況があります。

こうした中、松阪市では、住民の生活・経済支援のための緊急相談窓口の開設や住宅対策などの取り組みをはかっていますが、製造業への派遣の再検討や雇用の改善・確保、同一労働・同一賃金の確立、社会保障の充実、労働者支援のネットワークづくりなど、国・地方自治体と企業と労働者が協力し、正規労働者・非正規労働者・男性・女性・障がいのある人・外国人住民等がともに安心して働くことのできるシステム作りに取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- ①住民の生活支援や経済支援の取り組みの充実をはかるとともに、相談窓口を設置し、苦情に対する意見を記録し、情報公開するなどの対応をはかります。
- ②雇用の促進や労働環境の整備など関係機関や関係団体等と連携・協力し、推進していきます。
- ③労働者派遣法の抜本的改正、正規労働者と非正規労働者との均等待遇の確立、雇用保険制度の改善などの「ワーキングプア」対策の強化等を国・県に求めています。
- ④就労支援のための相談事業は、ハローワークと連携を深めていきます。
- ⑤労働法の学習や職場体験学習、進路ノートの活用等を通じ、労働観や労働者の権利についての理解をより深めていきます。

(10) 自殺問題

【現状と課題】

全国の自殺者は、1998（平成10）年から3万人を超え、依然として高い水準にあることから、国においては、自殺の防止をはかるため、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」を制定し、2007（平成19）年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国をあげて、自殺対策の総合的な取り組みが進められています。また、各都道府県に「地域自殺対策緊急強化基金」が設置され、各市区町村において、基金を活用したきめ細やかな自殺対策に取り組むようになりました。

こうした中で、1998（平成10）年から、14年連続して3万人を超えていた自殺者数が、2012（平成24）年に3万人を下回ったことは、自殺対策の取り組みの効果が現れてきたものと思われます。

しかし、依然として深刻な状態にあります。

松阪市の自殺者数（人口動態統計）は、毎年30人～40人前後で推移し、自殺の原因、動機別では、さまざまな複合原因がある中で、うつ病や病気を苦にした健康問題や失業、多重債務などの経済・生活問題、夫婦・家族・親子関係の不和などの家庭問題が主な原因となっています。

このようなことから、その背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえ、自殺の実態に即した社会的な取り組みとして、自殺対策を総合的に推進し、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会づくりを進める必要があり、そのためにも関係部局や関係機関、関係団体等との連携をはかりながら自殺対策の取り組みを進める必要があります。

そうした中で、2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、自殺対策の取り組みに大切なことは、「学校でのいのちの教育」「高齢者の孤立を防ぐ対策」「職場や地域でのこころの相談の充実」「電話相談の充実」「精神科の受診をしやすくする」という意見が高い割合を示しており、国・県などの関係機関、地域、事業所、NPO、関係団体などと社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

【基本方針】

- ①自殺対策は、社会全体で取り組むべき問題であるため、関係機関やNPO、関係団体等と連携し、啓発に取り組めます。
- ②自殺対策として、地域での身近な人の変化に気づき、相談機関につなぐ役割を担う人の人材養成に取り組めます。
- ③相談員の資質向上や人材育成に取り組むとともに、相談担当部局相互の連携をはかります。
- ④こころの相談や多重債務相談など各分野における相談窓口の充実をはかります。
- ⑤地域・学校・職場など心の健康づくりの推進に取り組めます。

(11) さまざまな人権問題

【施策の位置づけ】

多様化する現代社会において、これまでに掲げた同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、アイヌ民族、労働者の人権、インターネット・携帯サイトによる人権侵害、自殺問題のほかにも、^{※28}HIV感染症・エイズ患者・^{※29}ハンセン病元患者（回復者）などの感染症患者等や刑を終えた人・保護観察中の人等への人権侵害、犯罪被害者やその家族、ホームレス、^{※30}性的マイノリティの人びとに対する人権侵害など、さまざまな人権課題が存在します。

また、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故による放射能汚染により、新たな人権侵害が発生しています。

これらの人権課題と独立した施策としてあげた人権課題との間に重要性においては変わりありませんが、未だ総合的な取り組みまで至っていないことから、「さまざまな人権課題」として位置づけました。

このほかにも、沖縄の人びとに関わる人権問題、難民に対する人権保障、情報化がもたらす人権侵害などの問題があります。

こうした人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題の状況を把握し、その解決に向けた取り組みを進める必要があります。

① 感染症患者等の人権

【現状と課題】

三重県における人権施策上で「患者等」をいうときには、多様な患者全体の権利の他、HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者（回復者）・難病患者等を指しています。

患者の人権の中核には自己決定権があり、本人の意志は最大限尊重されなければなりません。医療提供者と患者が対等な立場で、患者の自主性を尊重した医療を受けられることが重要となっています。また、患者やその家族は、病気によるつらさだけでなく、社会や周囲の人びとの無理解による偏見や差別に苦しめられることがあります。

偏見・差別をなくすためには、病気に対して正しい知識を持ち、理解するとともに常に人権の尊重という観点から問題を捉える姿勢が大切です。

こうしたことから、国においては、ハンセン病問題に関しては、2008（平成20）年6月、ハンセン病元患者（回復者）の福祉の増進、名誉の回復等のため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。また、松阪市では、HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者（回復者）など正しく理解するため、関係機関との連携のもと、啓発冊子やパンフレット等を配

布し、啓発活動を行っています。

このようなことから、すべての人びとが安心して病気と闘える環境をつくるためには、病気に対する正しい理解と国や地域社会の支援が必要です。また、差別や偏見に立ち向かえる正しい知識を身につけるとともに、自分自身にできることを考え合っていくことが必要です。

②刑を終えた人・保護観察中の人の人権

【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人が社会復帰しています。

しかし、偏見や差別により、さまざまな機会から排除され、生活するにはかなりの困難を強いられています。また、悪意のある噂の流布などによる偏見は、その家族にも向けられることがあります。

国においては、このような状況を踏まえ、国とボランティアが力を合わせて支援する「更生保護制度」があり、数多くのボランティアとのネットワークによって、社会参加が支えられています。

このようなことから、刑を終えた人や保護観察中の人が、地域社会で社会の一員として円滑な生活をするためには、支援体制や関係機関との連携を構築するとともに、地域に住む仲間として共に暮らしていけるよう、偏見や差別意識を解消することが必要です。

③犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

不条理な事件・事故等により被害を受けた人やその家族、遺族は、生命身体、精神、財産上の直接的な被害を受けます。

さらに、その後に生じる精神面や経済面等、さまざまな二次的被害により、さらに深く傷ついたり、心的外傷後ストレス障害に苦しんだりすることが少なくありません。

犯罪等を抑止する努力は続けられているものの、犯罪等は後を絶ちません。

しかし、その被害の実態についての理解は十分ではなく、特別な出来事、無関係、被害者の責任にするとといった誤った認識を持っている人がいます。

そのため、被害者やその家族はさらに追いつめられ、社会からの孤立を深めています。

こうしたことから、国においては、2004（平成16）年に犯罪被害者等の権利や利益の保護をはかることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、松阪市では、2008（平成20）年に「松阪市生活安全・安心基本計画」を策定し、犯罪被害者等への支援に取り組んでいます。

このようなことから、一人ひとりが被害者やその家族が置かれている状況や心情を正しく理解し、地域で共に安心して暮らしていけるような社会をめざしていく必要があります。

④ホームレスの人権

【現状と課題】

ホームレスの人たちは、野宿生活を余儀なくされている人たちで、襲撃されたり、強制退去されたりして、生存権を著しく侵害されています。

長引く不況の中で、生活困窮のために住居を失い、野宿生活とともに、24時間営業のさまざまな形態の店舗や簡易宿泊施設などを仮の住居として生活している人びとがいまだ居る事が予想されます。

国においては、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されましたが、具体的な施策の整備を講じていく必要があります。

松阪市でも公園・河川や道路等で生活されているホームレス等に対して、面談や調査を行い、生活状況等を把握し、関係機関と連携して居宅での生活ができるよう本人の意思に沿った助言・相談・指導を行っています。

これらの状況は、その時代における社会問題が複合的に絡み合っただけのものであり、「個人責任」として、一方的に問題を当事者に押しつけることは重大な人権侵害です。

しかしながら、社会には、ホームレス等の人たちへの偏見や差別、問題に対する無自覚があり、生存権が保障されない現実があります。

このようなことから、社会保障の充実・地域のセーフティネットの再構築をめざし、一人ひとりの社会問題認識を高め、解決に向けた行動を起していく必要があります。

⑤性的マイノリティの人びとの人権

【現状と課題】

性的マイノリティとは、同性愛者、性同一性^{※31}障害者など「性」の在り方が社会的に少数派である人びとのことを指します。

このような性的マイノリティの人びとは、社会の偏見の目にさらされたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなど、日常のさまざまな場面で苦痛を強いられています。

こうしたことから、国においては、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、人権尊重の視点に立って、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになり、2

008（平成20）年には、この法律を改正し、性別の取扱いの変更の審判において、子どもがいないことという要件が、一部緩和され、未成年の子どもがいないこととされました。

しかし、十分に問題が解決されたわけではなく、法整備や相談業務などをさらに進めていく必要があります。また、性的マイノリティをはじめとするすべての人びとが自分自身の在り方を肯定的に捉え、自分らしく生きていくことができる人権教育を推進していくことが必要です。

⑥ 3. 11と人権

【現状と課題】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震であり、甚大な人的被害が生じるとともに、地震と津波による福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出され、長期にわたる避難生活を余儀なくされている中、避難生活を強いられた被災者は、避難先などにおいてアパートなどへの入居拒否や放射能の人体への影響に対する不安を理由とする結婚拒否などさまざまな人権問題に直面しています。

2012（平成24）年に実施した「人権問題についての市民意識調査」によると、福島原子力発電所の事故により深刻な放射能漏れが発生したことに関して、「福島県民が避難する場合、受け入れ先の住民の安全のために避難所の情報を公表すべきだ」「放射能の人体への影響に対する不安を理由とする福島出身の女性との結婚拒否」など一部であるが肯定する人もあり、福島原発事故による放射能汚染や内部被曝に対する偏見をなくすために、人権問題の視点から教育・啓発に取り組む必要があります。

このようなことから、広島や長崎で投下された原子爆弾による放射能汚染の教訓も十分に踏まえながら、放射能汚染や内部被曝に対する正しい理解が必要であり、教育、啓発が重要な課題となっています。

【基本方針】

- ①新たに発生する課題も含めて、多様な人権に関する課題をしっかりと見据え、人権侵害等の状況について把握します。
- ②偏見によって生まれた差別をなくすために人権課題の正しい理解のための教育・啓発活動を行います。
- ③相談業務を充実させるとともに、人権侵害が認められる場合は、関係機関や関係団体等との連携、協力により適切な対応が取れる体制を構築します。
- ④高齢者、障がいのある人など要援護者を対象にした防災訓練や災害時に対する情報伝達体制や避難支援体制の整備をはかります。

V 推進にあたって

本基本方針に示した人権施策を着実に推進するため、全庁的な取り組みを進めていきます。

そして、国・県などの関係機関、事業所、NPO、関係団体等との連携・協働のもと実効ある人権施策を積極的に推進します。

1 人権行政の推進体制

「松阪市人権のまちづくり条例」において、市は市民の人権の擁護、救済の取り組みや人権意識の高揚をはかる施策を積極的に策定し、実施する責務を有するとしています。

すべての市職員は、市民の人権を守る立場から、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められています。

このため、人権のまちづくりに係る施策について総合的かつ効果的に推進するため、「松阪市人権施策推進本部」を設置するとともに、「人権啓発庁内連絡会」との横断的な連携体制をより一層充実させます。

そして、2012（平成24）年に策定した「松阪市職員人権研修計画」に基づき、すべての市職員の人権意識の高揚と豊かな人権感覚を身に付けさせるため、体系的でより充実した研修を行うとともに、研修成果の検証に取り組みます。また、市職員リーダー養成講座等の充実をはかり、各部署に配置した人権啓発推進員の育成に努めます。

さらに、さまざまなリーダー養成講座・人権大学に参加した職員の組織化をはかり、職場内啓発・地域啓発の講師としての活用をはかっていきます。

2 国・県・各市町・民間団体・事業所との連携

人権を尊重する社会の実現のためには、社会全体の取り組みが必要です。

そのためには国、県、事業所、NPO等の民間団体、ボランティア団体、自主的な学習グループ等との連携をはかり、相互の協力体制を強化した幅広い取り組みを積極的に展開していくことが求められています。

このため、松阪市人権施策審議会やさまざまな当事者、関係団体など多様な主体との意見交換を定期的に行い、人権施策を推進します。

さらに、事業所に対しては、「国連グローバルコンパクト」の周知をはかり、人権教育に関する取り組みを促すとともに、自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報の提供等を行っていきます。

3 人権センターの設置

人権センターは、「松阪市人権施策基本方針」の具体化をはじめとする、あらゆる人権問題の解決に向けた拠点施設として、人権意識を高めるための学習の場の提供や人権に関する情報の収集・提供及び人権侵害に関する相談や救済に関することなど多様化する人権問題に対応する機能を有しています。

2003（平成15）年3月に、松阪市人権センター設立検討委員会より「人権センター設立の基本方針」が答申され、その後、松阪駅西地区市街地再開発事業において「保健・医療・福祉総合センター（仮称）」内に計画されましたが、事業の白紙により、その計画が断念されましたが、施設そのものの必要性は失われているものではありません。

今後、「人権センター設立の基本方針」の答申及び市民の意見を踏まえた中で、既存施設の活用など含めて総合的に判断し、方向性を検討していきます。

4 基本方針の見直し

この基本方針については、「松阪市人権のまちづくり条例」第6条に明記されているように、「行動計画」を策定し、具体化をはかっていきます。

そして、社会情勢の変化や新たな人権課題に的確に対応するため、人権施策の進捗管理や成果など評価し、必要に応じ、見直しを行います。

用語の解説

※1 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965(昭和40)年12月に国連総会において採択された条約です。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

日本は、1995(平成7)年12月に批准しています。

※2 国際人権規約

世界人権宣言が理想とする「自由な人間」であるためには、市民的及び政治的権利が保障されるだけでなく、経済的、社会的及び文化的権利の確保が必要であるとの観点から、1966(昭和41)年の国連総会で、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)が採択され、この2つの規約を総称して国際人権規約と言います。日本は、1979(昭和54)年に両規約を批准しましたが、選択議定書はまだ批准していません。

※3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

1979(昭和54)年12月、国連総会において採択された条約です。

女子が女子であるだけの理由によって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められています。

日本は、1985(昭和60)年6月に批准しています。

※4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989(平成元)年11月、国連総会において採択された条約です。前文及び54カ条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等、児童の権利に関し、包括的に規定しています。日本は、1994(平成6)年4月に批准しています。

※5 人権教育のための国連10年

国際連合は人権教育を通じ、人権の保障を確かなものにするため、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすると、1994(平成6)年12月の国連総会で決議しました。

※6 グローバルコンパクト

各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みです。

※7 ISO 26000（社会的責任に関する規格）

国際規格の策定を行っている国際標準化機構（ISO）は、2010（平成 22）年 11 月に組織の社会的責任に関する国際規格 ISO 26000 を発行しました。ISO 26000 は、企業をはじめとするあらゆる組織が持続可能な発展に貢献するための手引き・指針として、第三者認証の必要のないガイダンス規格になっており、この規格に掲げる説明責任、透明性、法令遵守、人権の尊重などの「社会的責任に関する 7 つの原則」に基づき、組織の中で社会的責任を実践していくための具体的な内容等を規定しています。

※8 人権教育のための世界プログラム

2004（平成 16）年 4 月に国連人権委員会で採択され、その後国連経済社会委員会と国連総会で承認された「人権教育のための世界プログラム」は、2005（平成 17）年から始まる新たな人権教育に関しての世界的枠組みです。

このプログラムの特徴は、「すべての分野で人権教育の履行を維持し、発展していくこと」「数年を時間的枠組みとするひとつの段階として括り、その期間特に焦点を当てる特定分野を各国共通のものとして設定して実施していき、このサイクルを繰り返していくこと」があげられています。

第一段階（2005 年～2007 年）の行動計画では、初等・中等学校制度における人権教育の推進に焦点をあて、第二段階（2010 年～2014 年）では、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法務執行官、軍関係者の人権研修に重点を置くこととする決議が採択されました。

※9 先住民族の権利に関する国際連合宣言

2007（平成 19）年 9 月 13 日、ニューヨークの国連本部で行われていた第 61 期の国際連合総会において採択されました。

国際連合総会決議には国際法上の法的拘束力はありませんが国連広報官は「同宣言は国際的な法律基準のダイナミックな発展を意味し、また国際連合の加盟国の関心や関与が一定の方向に動いたことを示した」としています。

同宣言は、「世界の先住民族の待遇を整備する重要な基準であり、これはこの惑星の 3 億 7000 万人の先住民族に対しての人権侵害を無くし彼らが差別やマージナライゼーション（周辺化）と戦うのを援助するための疑う余地のない重要

なツールである」と評しています。

※10 人権擁護施策推進法

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、1996（平成8）年12月26日に制定され、本法に基づいて、1997（平成9）年5月、人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

※11 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、2000（平成12）年12月6日に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。また、2002（平成14）年3月には、同法第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されました。

※12 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人など親しい関係のパートナーから、妻や恋人に対して振るわれる身体的、性的及び精神的暴力をいいます。親密な間柄で起きる暴力は、個人的な問題であるとされ、社会的に問題となることはありませんでしたが、ドメスティック・バイオレンスという概念が成立し、多くの人びとによって共有されることで、女性に対する明確な人権侵害として認識されるようになりました。

※13 バリアフリー新法

正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）で2006（平成18）年6月21日に公布、同年12月20日に施行されました。バリアフリー新法は、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法／2000（平成12）年制定）と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が

円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法/1994(平成6)年制定)を統合・拡充した新しい法律です。

※14 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

①誰にでも使用でき入手可能(公平性)、②柔軟に使用できる(自由度)、③使い方が容易にわかる(単純性)、④使い手に必要な情報が容易にわかる(わかりやすさ)、⑤間違えても重大な結果にならない(安全性)、⑥少ない労力で効率的に楽に使える(省体力)、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある(スペースの確保)で、「ユニバーサルデザイン」の基本姿勢は「より多くの人が使いやすい」ということをいいます。

すべての人に使いやすいものであれば、障がい者にも使いやすいという考え方で商品を開発するため、もともとのデザイン自体が障害・障壁を感じさせないものになっています。

例えば、レバー式の水道の蛇口などです。

※15 情報のバリアフリー

バリアフリーの「バリア(barrier)」は「障壁」で身体に障がいのある方や高齢の方が社会活動を行う場合に障がいとなるものを指します。「フリー(free)」が「…のない」ですから、「バリアフリー」は「障壁を取り除く」ことになります。従って、「情報バリアフリー」とは、身体障がい者でも支障なく情報通信を利用ができるようにすることを意味します。

※16 意識のバリア

障がいのある人を偏見、差別する価値観。障がいを否定し、劣ることとする優性思想にみられる画一的な価値づけ、障がいのある人を隔離したり、特別視したり、疎外する意識。

共に生きる、学ぶ、働くことなどを阻んでいる現実を生みだしている意識。

※17 制度のバリア

障がいのある人が社会への参加をすることを阻んでいる制度などのことをいいます。就職、資格取得、入学する時などの要件に見られる「障がいを理由と

する」受験の拒否、欠格条項もこれに含まれます。障がいのある子どもを地域の学校で受け入れる制度をつくることで、意識のバリア、情報のバリア、物理的バリアを自然に壊している国もあります。

※18 地域福祉

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街などを誰もが利用しやすいものとするなどがとても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

※19 インクルージョン

「障害のある人の権利に関する条約」(2007(平成19)年9月27日 日本政府署名)のなかに重要なキーワードとして位置づけられています。

すべての人が平等であり、障害、国籍、性、病気、貧困などの理由により、社会から物理的、精神的な排除、差別をされない権利を保障しています。

地域生活、教育、福祉、労働などに関して、その人の能力が発揮できる環境を設定する「合理的配慮」の義務規定を定め、いかなる理由があろうとも社会から障がいのある人が排除されない共生社会の実現を目標にしています。

※20 福祉・人権コミュニティ

共生、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、なんらかの福祉的援助が必要な住民を排除することなく包み込むことができるような地域社会を意味しています。

このような福祉コミュニティを形成するためには、住民の自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を可能にする専門的な保健福祉サービスネットワークなど公共施策の整備が必要です。

※21 松阪市同和対策審議会答申

松阪市同和対策審議会が1990（平成2）年7月「松阪市同和対策基本方針」、「松阪市同和教育基本方針」について、審議した結果をまとめた答申です。

※22 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ、相手の意に反した性にかかわる言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などさまざまな態様のものが含まれます。会社であれ、官公庁であれ、上司と部下といった権力的な上下関係を利用したセクシュアル・ハラスメントは、被害者にとって就業環境を著しく悪化させることになります。

また、学校でも教職員と園児・児童・生徒との間の特別権力関係のなかで起こる、学校におけるセクシュアル・ハラスメントも問題となっています。

※23 子ども人権オンブズパーソン

オンブズパーソンは、もともとスウェーデンの言葉から生まれたもので、「弱い立場の人の味方になって意見を言ってくれる人」や「困っている人の意見を聞き、一緒に考え、助けてくれる人」を意味します。

子どもの人権オンブズパーソンとは、「困っている子どもを助けて守ってくれる人」のことをいいます。

※24 合理的配慮

「障がいのある人の権利に関する条約」第2条に定義されており、「障がいのある人が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ不釣り合いな又は過度の負担を課さないもの」をいいます。

※25 ピアサポート活動

ピアサポート活動は、学校教育活動の一環として、教職員の指導・援助のもとに子どもたちが互いに思いやり、助け、支えあう人間関係を育むために行う学習活動です。例えば、学習のサポート、中学校へ進学する不安をなくすために小学校6年生の質問や疑問に答えるサポート、上級生が下級生と一緒に遊ぶサポート、転入生が早く学校になじめるようにするサポートなど同じ立場である子どものよさを活かした仲間の役に立とうとする活動です。

学校の実態や子どもたちの願いに応じて、創造的な活動が展開できます。

※26 エンパワーメント

「パワーをインする」という意味で、「力を注ぐ」という言語的な意味がありますが、「力を引き出していく」という意味もあります。「エンパワーメント」が、初めて活字として用いられたのは、1976(昭和51)年にソロモンが著した「黒人のエンパワーメント」といわれています。その言葉は、現在は権限委譲と能力開発という2つの要素にまとまりつつあり、医療・保健・福祉・教育・企業などあらゆる分野において用いられています。

エンパワーメントでは、「自分らしさを活かして自立して生きる」という、内在、外在する力を活かす意味を提唱しています。これは、チームや組織、コミュニティ等の集団内での相互の関係性を捉えた自立を意味しています。

※27 アイデンティティ

アイデンティティ(identity)は、広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられます。

「あるものがそれとして存在すること」、またそうした認識をさします。
「同一性」「一致」のことです。

※28 HIV感染症

後天性免疫不全症候群(エイズ)は、ひと免疫不全ウィルス(HIV)の感染によって免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍が合併した状態と定義されています。

HIVを病原体とする感染の全経過をまとめてHIV感染症といいます。

※29 ハンセン病

らい菌によって起こる感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療方法が確立されており、完治する病気です。しかし、発病した患者の外見上の特徴から、古くから特殊の病気として扱われ、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきました。

※30 性的マイノリティ

社会においては、人間は生物学的にメスとオスしかいないとされ、生物学的なオスの人間は疑問もなく「自分は男だ」と思い、メスの人間は「自分は女だ」と思うことが当然とされてきました。さらに、女が男を好きになり男が女を好きになる異性愛があたりまえとされてきました。しかし、近年の研究によると、生物学的な意味でも性別がオスとメスにくっきりと別れるわけではなく、両者

の間にはいくつもの段階があることが明らかになっています。また、同性に恋愛感情を抱くこともあり、生物学的にオスであったとしても女性として生きていきたいという人もいたり、その逆もあつたりします。性的マイノリティとは、従来の不自然な女性・男性への二分化という枠組みに収まらなかった人たちをさします。すなわち、同性愛者や性同一性障害を持つ人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人々をいいます。

※31 性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態を指す、病名あるいは障がい名です。

しばしば簡潔に「心の性と身体の性が食い違った状態」と記述されています。

症状の度合いは、自分の持つ外性器に非常な嫌悪感を持ち外科的処置を必要とする状態から異性装を行うことで耐えられる状態まで様々です。

人権

すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵害されない基本的な権利です。

誰もの人権が尊重されるには、自分の人権だけでなく、お互いの人権を尊重し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが必要です。

人権教育・啓発

人権が尊重される社会を創造することをめざす教育のことをいいます。

わが国でこれまで取り組まれてきた同和教育や、在日韓国・朝鮮人のための民族教育や異文化理解教育なども人権教育のひとつです。

なお、「人権教育のための国連10年行動計画」においては、「人権教育」とは「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、「人権教育」と「人権啓発」とに分け、「人権教育とは、人権尊重の精神の慣用を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と定義されています。

資 料 編

松阪市人権施策基本方針（第二次改定）の経緯

松阪市人権施策審議会委員名簿

人権尊重都市宣言

松阪市人権のまちづくり条例

松阪市人権施策基本方針（第二次改定）の経緯

開催日	会議名	会議内容
平成25年 4月16日	第1回松阪市人権施策推進本部会議	人権施策基本方針（第二次改定）について
4月26日	第1回松阪市人権施策推進会議	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の作成
5月14日	松阪市人権問題についての市民意識調査報告、研修会	松阪市人権問題についての市民意識調査の報告
7月18日	第1回松阪市人権施策審議会	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の審議
8月27日	第1回松阪市人権施策専門部会	外国人住民の人権、アイヌ民族の人権、労働者の人権
8月30日	第2回松阪市人権施策専門部会	女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、インターネット・携帯サイトによる人権侵害
9月 5日	第3回松阪市人権施策専門部会	同和問題、障がいのある人の人権、自殺問題、さまざまな人権
10月30日	第1回松阪市人権施策策定調整会議	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の調整
11月11日	第2回松阪市人権施策推進会議	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の調整
11月25日	第2回松阪市人権施策審議会	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の審議
平成26年 1月25日	第3回松阪市人権施策審議会	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の審議
1月28日 ～2月17日	パブリックコメント	
2月24日	第4回松阪市人権施策審議会	人権施策基本方針（第二次改定）改定案の審議
3月17日	松阪市人権施策基本方針（第二次改定）答申	

松阪市人権施策審議会委員名簿

任期 平成25年11月25日～平成27年11月24日

氏 名	所 属 等
青 木 道 夫 (平成25年12月11日～)	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
田 畑 辰 生 (～平成25年11月30日)	
荒 川 哲 郎 (会長)	三重大学
上 田 富 和	公益財団法人 三重県国際交流財団
塩 谷 明 美	特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター
黒 木 信 子	市民公募委員
小 山 利 郎	松阪市自治会連合会
世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
大 門 公 子	松阪保護司会
中 川 精 子	松阪市老人クラブ連合会
中 川 留 美	松阪市地区人権擁護委員会
橋 本 進	全国地域人権運動総連合三重県連松阪地区協議会
早 川 彦二郎	松阪市人権啓発企業連絡会
松 村 淑 子	市民公募委員
皆 川 治 廣 (副会長)	中京大学
松 田 保 (平成26年2月12日～)	部落解放同盟三重県連合会松阪支部
宮 本 正 人 (～平成26年2月10日)	

人権尊重都市宣言

私たちは、基本的人権が尊重され、市民一人ひとりが希望と誇りを持ち、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

社会には、さまざまな人権侵害が今なお存在しています。しかし、いかなる理由があっても人権侵害は許されるものではありません。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓います。

ここに松阪市は「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年3月31日

松阪市人権のまちづくり条例

一人ひとりが人間として尊重されるとともに、希望と誇りをもって生活し、社会参加の機会を平等に得ることができる真に豊かな社会の実現は、私たちすべての願いです。私たちは、人権擁護と人権啓発のためのさまざまな取り組みを行い、すべての人の人権が実現される社会づくりに努力してきました。

しかし今日、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などさまざまな差別により人間の尊厳が侵害されているといわざるを得ない状況があり、地域社会における連帯によって解決をはかることが重要な課題となっています。

世界人権宣言には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれており、また日本国憲法第14条にも、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ことが明記されています。しかし、このことが無条件に人権の擁護を保障していることにはなりません。日本国憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」として、権利を実現するためには国民の不断の努力が必要であることを確認しています。松阪市に住む私たちの人権を守るためには、私たち自らが人権への関心とその侵害を許さない態度をもつことが重要なのです。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にすることを育み、人権尊重を基調とするまちづくりを実現するための努力が必要です。すべての人が希望と誇りをもって暮らせる真に豊かな社会の実現にたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、世界人権宣言、日本国憲法及び松阪市人権尊重都市宣言の精神にのっとり、一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとします。

- (1) 市民とは、市内に住所、生活又は活動の拠点を置く者、滞在者などをいいます。
- (2) 事業者とは、市内で事業を営む個人、法人又は団体をいいます。

(市の責務)

第3条 松阪市（以下「市」といいます。）は、第1条の目的を達成するため、市民の人権の擁護、救済の取り組みや人権意識の高揚をはかる施策を積極的に策定し、実施する責務を有します。

- 2 市は、人権施策の策定及び実施にあたっては、十分な調査、研究を行い、国、県や市民組織などと連携協力をはかります。

(市民の役割)

第4条 市民は、自ら人権意識の高揚に努め、相互に人権を尊重します。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自ら市とともに人権施策の企画及び実現に努めます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会に密接に影響を及ぼすことに配慮し、人権の尊重によるあらゆる差別の解消と雇用の促進や社会参加などに積極的に努めます。

- 2 事業者は、社会的責任を自覚し、人権研修などを通じて職場における人権意識の高揚に努めます。

(施策推進の基本方針)

第6条 市は、第1条の目的を達成するための諸施策の実施にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とし、行動計画を策定し、その推進に努めます。

- (1) 市民が一人の人間として尊重され、希望と誇りをもって生活できる社会を築くこと。
- (2) 人権教育及び啓発活動を通じて人権意識を高めること。
- (3) 人権擁護のための努力をし、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取り組みを行うこと。
- (4) 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくりに関する取り組みを行うこと。
- (5) 市民が自ら進んで人権のまちづくりのための施策を企画及び実施していく意欲と能力を高めること。

(人権教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の人権意識の高揚をはかるため、家庭、学校、市民組織及び事業者との密接な連携による人権教育及び啓発活動を充実し、人権尊重の社会的環境づくりに努めます。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権のまちづくりの理念に基づく施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関や関係団体などとの連携を強化するための体制を整備します。特に市民との連携をはかりながら市民組織などと協力していく体制づくりに努めます。

- 2 市は、前項の施策の推進にあたっては、必要に応じて市民意識の把握を行うとともに、推進体制の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

(審議会の設置)

第9条 市は、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、松阪市人権施策審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- 2 審議会は、人権施策の推進及び明るく住みよいまちづくりの推進に向けて、基本的事項の協議及び審議を行い、その結果を市長に答申します。
- 3 審議会は、人権施策に関する事項に関し、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会は、委員 15 人で組織します。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 人権関係団体の代表者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

松阪市人権施策基本方針第二次改定

発行年月 2014（平成 26）年 4 月
発 行 松阪市環境生活部人権・男女共同参画推進課
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
TEL：0598-53-4017
FAX：0598-22-1055
E-mail：jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp